## 「預金保険法の一部を改正する法律」の概要 (住専債権に係る二次損失の処理等)

- 〇 整理回収機構 (RCC) による住専債権の回収については、平成23年12 月を目途に完了するものとされている。したがって、
  - (1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理
  - (2) 住専債権の回収を行っているRCCの今後の在り方についての整理 が必要となる。
  - (1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理
    - ① 二次損失の処理
      - イ 平成8年の閣議了解及び住専処理法に即し、政府・民間金融機関が 2分の1ずつ負担。

平成 23 年 12 月時点の二次損失の見込みは 1.4 兆円。 ⇒政府・民間それぞれ 0.7 兆円。

- ロ 政府負担分は、以下の資金を活用し、新たな財政措置を回避。
  - i) RCCの回収努力の成果である
    - a. 住専債権の簿価超回収益 等
    - b. RCCの他勘定の利益 法
  - ii ) 民間が設立した基金 (新金融安定化基金) の運用益
- ハ 民間負担分は、住専処理法の枠内で行われた民間内の調整を尊重。⇒金融安定化拠出基金の運用益、同基金からRCCへの出資相当額、
- 預金保険機構一般勘定からの繰入れにより対応。
- ② 残存債権の処理

基本的には売却処分。但し、善良な借り手に配慮するとともに、悪質な債務者に対して厳正な回収を継続するため、一部債権は売却せずRCCの他勘定へ移管(継続保有・回収)。法

## (2) RCCの今後の在り方

- ① 破綻金融機関からの不良債権の買取・回収(継続)を中核とし、公的に求められる代替困難な機能に整理。(民間サービサー業務は廃止)
- ② 破綻処理の円滑化のため、承継銀行機能を付与。法
- ③ 民間金融機関の保有する反社等債権の買取・回収機能を付与。法

## (3) その他の措置

- ① 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備。法
- ② 預金保険機構の役員の任期が満了しても、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定整備。法



